

## <ごあいさつ>

暑さも和らぎ、涼しい日が続いております。

朝晩肌寒くなってきますので、季節の変わり目のこの時期、風邪等引かれませぬよう、お体ご自愛下さい。

なお、新型コロナウイルスの予防対策は、引続き注意が必要です。まだまだ、色々と影響が出ておりますが、皆様くれぐれもお体ご自愛下さい。

## <年末調整について>

11月に入ると税務署から『年末調整に関する書類』が送付されるかと思えます。年末調整をスムーズに行うためには、役員・スタッフ様に下記の3つの申告書を漏れなく正しくご記載いただく必要があります。

- ①『給与所得者の扶養控除等（異動）申告書』
- ②『給与所得者の基礎控除、配偶者（特別）控除及び所得金額調整控除申告書』

- ③『給与所得者の保険料控除申告書』

また、平成28年度より**個人番号（マイナンバー）**が必要となっておりますので、**本人確認（番号確認＋身元確認）**を行う必要があります。

なお、年末調整には以下の書類が必要です

- ④住宅借入金等特別控除申告書
  - ⑤生命保険料控除証明書
  - ⑥地震保険料控除証明書
  - ⑦国民年金保険料又は国民年金基金の控除証明書
  - ⑧小規模企業共済掛金等払込証明書（小規模・iDeCo）
  - ⑨前職分の源泉徴収票（本年の途中で採用の方のみ）
  - ⑩住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ※②…令和2年分より様式が変更になりました。  
※①②…平成29年1月1日より、**個人番号（マイナンバー）**等を記載した一定の帳簿を備えている場合には、**マイナンバーの記載を不要とすることが可能**になります（国税庁源泉所得税関係に関するFAQより）。  
※④⑩…住宅ローン控除の対象者のみ（2年目以降、1年目は確定申告が必要）

※⑤の生命保険料控除は、平成24年1月1日以後の新契約分から、従来の『一般生命保険料控除』と『個人年金保険料控除』に加え、『介護医療保険料控除』が新設されております。この3つの各保険料控除の適用

限度額はそれぞれ4万円となり、合計で最大12万円までとなります。

## <10月・11月の税金・労務関係>

- ① 8月決算の確定申告・2月決算の中間申告
- ② 個人市県民税の納付（第3期分）・・・10月末日
- ③ 所得税の予定納税額の納付・・・11月末日
- ④ 個人事業税の納付・・・11月末日
- ⑤ 労働保険料（延納第2期分）・・・10月末日

## <若松家の出来事>

現在、長男（小4）、次男（小3）、長女（年長）、三男（2歳）の父親として育児に奮闘しております。

先日、長女が6歳になりました。去年に引き続きすみっこぐらしが一番のお気に入りです。そのため、今年はじじばばからは、ぬいぐるみを頂きました。

また、毎年恒例の栗拾いに祖母の美祢の山に行きました。なお、行きは妻と子供達だけ電車とバスで行ったので、ちょっとした旅行気分になれたと思います。また、皆頑張って栗を拾ってくれました。年々と上達していきます。お昼はBBQでお腹もいっぱいでした。

今後も、諸先輩方には、子育て等色々ご指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・FAXにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所

下関市山の田中央町4-17

電話：083-242-1448

FAX：083-242-1449

E-mail：info@wakamatsu-office.com

HP：www.wakamatsu-office.com

